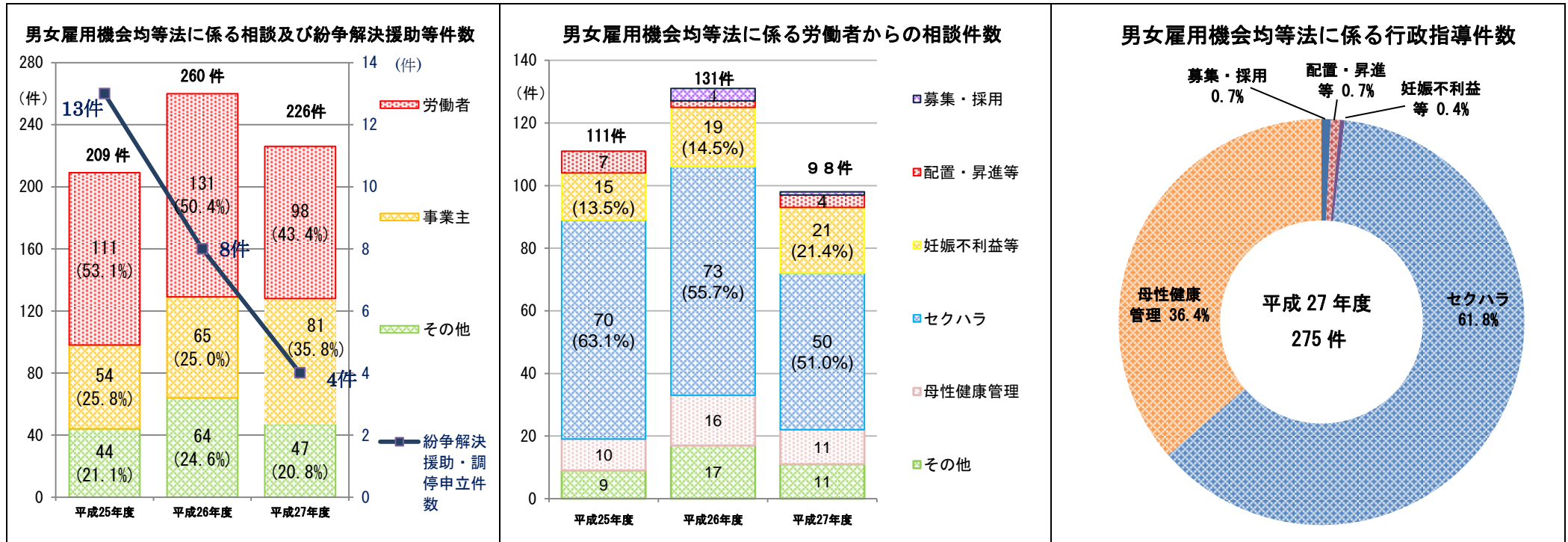


# 雇用均等行政の重点施策の進捗状況(平成27年度)

奈良労働局 雇用環境・均等室



平成28年4月1日

## 女性活躍推進法が施行となりました！

301人以上の労働者を雇用する事業主の方は、

- ① 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ② 行動計画の策定・届出
- ③ 情報公表 などを行う必要があります

※ 300人以下の事業主は努力義務

さらに！ 女性活躍推進に関する認定を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、認定を受けることができます。

STOP!  
マタハラ

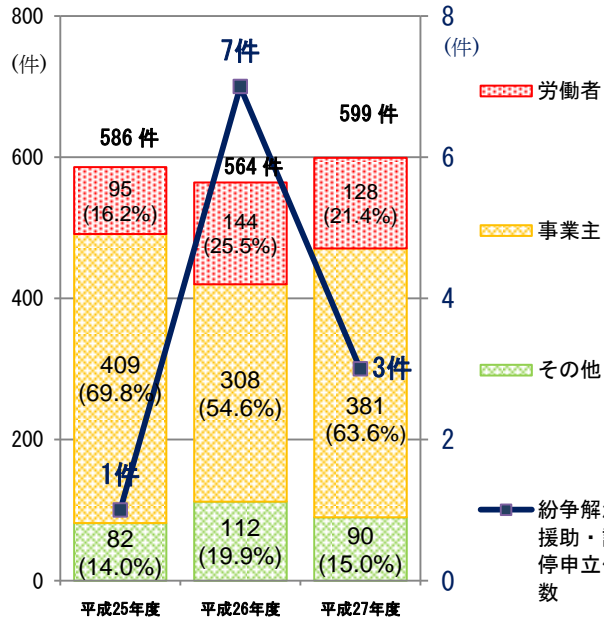
例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は**違法**です

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラースメント」、「マタハラ」）を行うことは、**違法**です。妊娠・出産等をした労働者に対して雇用管理上の措置を行う場合、それが法違反となる不利益取扱いでないか、改めて確認して下さい。

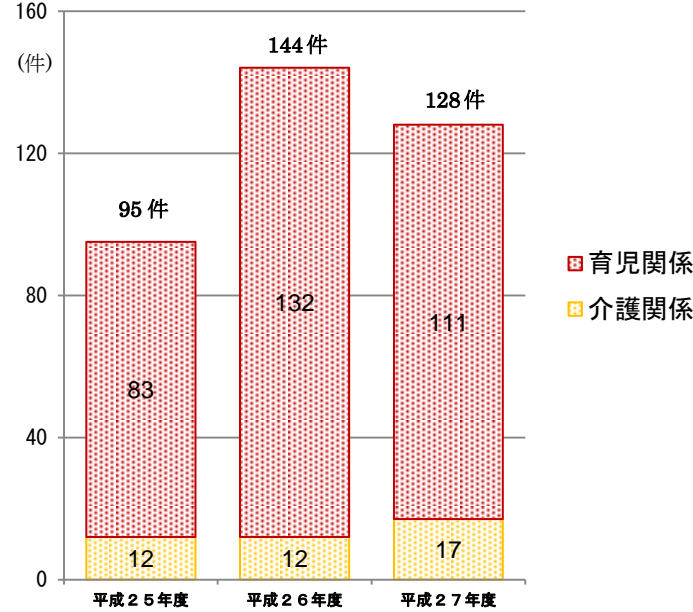
### ☆ 禁止される行為の例 ☆

- ・ 妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇止めとする。
- ・ 育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した。

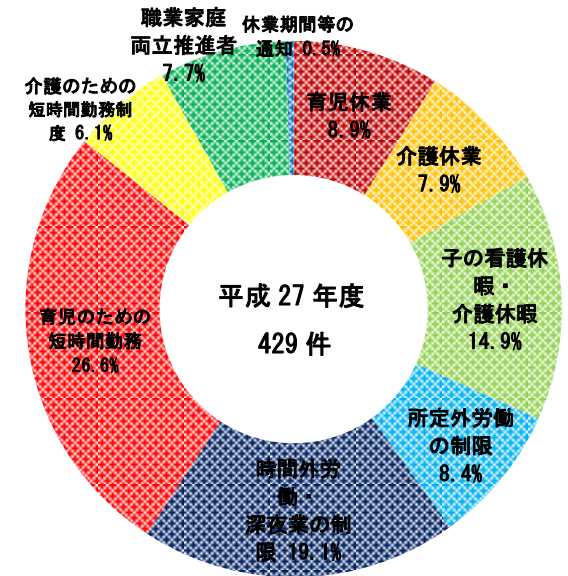
育児・介護休業法に係る相談及び紛争解決援助等件数



育児・介護休業法に係る労働者からの相談件数



育児・介護休業法に係る行政指導件数



次世代育成支援対策推進法

一般事業主行動計画策定届の届出数・届出率  
(平成28年3月末時点)

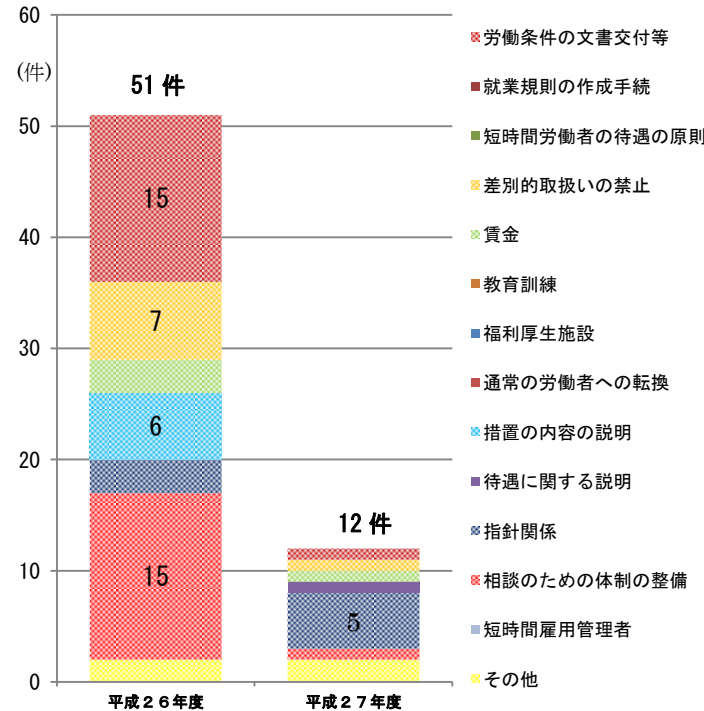
常時雇用する労働者数 101人以上の企業  
279社/280社 99.6%

常時雇用する労働者数 301人以上の企業  
72社/72社 100.0%

認定企業数 19社



パートタイム労働法に係る相談件数



パートタイム労働法に係る行政指導件数

